

Q 夫婦間の財産 配偶者に残したい

結婚して30年になる夫婦です。夫婦ともに兄がいますが、両親は他界しており、子供はいません。夫婦それぞれの名義の預貯金や自宅マンションといった財産がありますが、遺言書まで作成するのは大げさな気がして悩んでいます。2人で貯めたものなので、夫婦間で相続するのが当然だと思うのですが、遺言書は残すべきでしょうか。

法律 相談室

今回のケースで、ご夫婦のどちらかが亡くなった場合、お子さんもご両親もいないとのことなので、配偶者と、亡くなった方のお兄さんが相続人となります。お兄さんが亡くなっている場合には、お兄さんの子(おい・めい)が相続人となります。

仮に遺言書がなく、お兄さんとの間で話し合いが成立しなかった場合には、法定相続分に従って、配偶者が4分の3、お兄さんが4分の1を相続することになります。預貯金で遺産の4分の1に相当する額を支払えない場合には、自宅を売却しなければならぬ事態に陥りかねません。

遺言書には法律で決められた方式がいくつかあり、自分で作成できるものもあり、お兄さんが亡くなった場合、お兄さんの子(おい・めい)が相続人となります。費用をかけたくないのであれば、「自筆証書遺言」にするのがいいのではないのでしょうか。

「自筆証書遺言」は、遺言者が遺言の内容をすべて自筆で紙に書き、日付を記入し、署名と押印をすることで完成します。署名だけの自筆は不可です。

遺言書、自筆証書も一案

今回のケースで、ご夫婦のどちらかが亡くなった場合、お子さんもご両親もいないとのことなので、配偶者と、亡くなった方のお兄さんが相続人となります。お兄さんが亡くなっている場合には、お兄さんの子(おい・めい)が相続人となります。

今回のケースで必要な遺言の内容は、夫婦のどちらが残された方に、すべての財産を相続させるというシンプルなものです。作成に費用をかけたくないのであれば、「自筆証書遺言」にするのがいいのではないのでしょうか。

この遺言は簡単に作成できるメリットもありますが、自分だけで作成すると、記載内容が不明確だとして効力が認められないこともあります。



県弁護士会マスケットキャラクター「ちーべん」

あります。できれば一度、作成した内容を弁護士にチェックしてもらつてことをお勧めします。

(回答〓中間陽子弁護士)

6611、京葉047・437・3634)に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円(一部を除く)です。

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会(千葉043・227・8954、松戸047・366・